

議事要旨(1)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、「セグメント情報の開示に関する会計基準(案)」及び同適用指針(案)については次回委員会での公表議決に向けた検討を行っている旨、説明がなされた。

引き続き高津研究員より、セグメント情報開示専門委員会での検討状況に関し、会計基準の文案等に基づいて、前回委員会にて指摘のあった箇所の修正やセグメント情報の開示項目ののれん及び負ののれんの償却額の取扱い、事業セグメントの識別における連結子会社の取扱い、開示例を中心に説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような意見があった。

(連結子会社の取扱い)

- ・ 企業としては、連結子会社がそれぞれ事業セグメントになると考えることが分かり易く、セグメント情報も作り易い場合も多いと考えられるが、子会社別に損益を見るといことと、企業の戦略的な意思決定とは違うことが一般的であると考えられる。この点がもう少し適用指針の読者に伝わるように文案を検討すべきではないか。

(合理的な基準による配分)

- ・ 特定の収益や費用を各事業セグメントに配分する場合には、各企業の実情に即した合理的な配賦基準が選択されることになるとしているが、例えば、全ての費用を事業セグメントに配分するのかどうかについては経営者が判断する必要があるというような点を、会計基準又は適用指針でもう少し説明すべきではないか。

(組織変更等によるセグメントの区分方法の変更)

- ・ セグメント情報に与える影響の注記について、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報や、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作り直した情報を開示することとしているが、現行の実務等を勘案すると、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を原則として要求することとすべきではないか。

(適用時期)

- ・ 本会計基準の適用により企業によってはグループの組織や管理体制、意思決定の仕組みを変更せざるを得ない場合もあり得ることを考慮した結果、適用開始時期を平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度とするという事務局案になっている。公開草案を公表するにあたっては、「コメント募集」の中などでこの点についてもう少し言及すべきではないか。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととされた。

以 上